

議案第 74 号

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部改正について

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市少子化対策推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「行動計画」という。）」の次に「及び「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(5) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に掲げる事務に関すること。

第 3 条第 1 項中「15 人以内」を「18 人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。